

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2020年6月10日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。
今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

保安活動の実施に係る業務分掌の変更

現在、廃止措置部の「廃棄物管理課」にておこなっている廃棄物減容処理装置(注3)の施設管理業務について、品質向上を目的に、保修部の「設備保全課」へ移管することとしたため、これに伴う関連条文を変更します。

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受けるものです。
- 注3 廃棄物減容処理装置とは、発電所の汚染管理区域内で発生した放射性固体廃棄物を減容処理
するために必要な装置です。

以上